

財政用語解説

平成 24 年 8 月

50 音順	用 語	解 説
【あ】	維 持 補 修 費	公共用施設等の補修経費など施設の効用を維持するための経費を言います。
	依 存 財 源	国（市町村の場合は、都道府県を含む。）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入を言います。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税等がこれに当たります。
	一 時 借 入 金	地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金を言います。予算総則でその限度額を毎年度定めなければなりません。
	一 部 事 務 組 合	都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体を言います。
	一 般 会 計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、特別会計で計上される以外の全ての経費は一般会計で処理されます。
	一 般 財 源	収入した時点でその用途が特定されていないで、地方自治体の裁量によって使用できる財源を一般財源と言い、地方税や地方交付税がこれに当たります。（⇔特定財源）
	衛 生 費	環境保全、疾病予防、健康増進などにかかる経費のことを言います。
【か】	会 計 年 度	4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる一年間を会計年度と言います。これは一定期間を区切って、議会や住民に財政に関する資料を提供し、行政自らもその期間内の事務事業の遂行の結果の責任を明らかにする必要があるからです。
	介護保険特別会計	平成 1 2 年 4 月施行の介護保険制度で、保険者である市町村はその会計処理のために、介護保険特別会計を置くこととされました。この介護保険特別会計では、国からの国庫負担金や都道府県の負担金、補助金、市町村の一般会計からの繰入金などを受け入れ、社会保険報酬支払基金から第二号被保険者にかかる納付金、第一号被保険者（6 5 歳以上の高齢者）の保険料を受け入れます。
	課 税 客 体	租税を賦課する客体となるべき物、行為その他の事実を言います。
	議 会 費	市議会運営のための経費を言います。議員報酬もこれに含まれます。

【か】	基 金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産を言います。(地方自治法第241条)
	起債制限比率	市町村の独自財源(地方税、地方交付税等)から捻出しなければならない公債費負担の比率を示しています。
	基準財政収入額	地方自治体が標準的に収入し得ると考えられる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分で、標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、都道府県にあっては80%、市町村にあっては75%の額とされています。(この残りの20%又は25%は、各地方自治体の独自施策の実施のために留保されているものです。)
	基準財政需要額	地方公共団体が実際に支出した額、あるいは支出しようとする額を算定するものではなく、地方自治体が合理的かつ妥当な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を一定の合理的な方法で算出した額を言います。
	義務的経費	義務的経費＝人件費＋扶助費＋公債費 法令やその性質により支出が義務付けられている経費、非弾力的性格が強いものです。 ※義務的経費比率…歳出総額に占める割合を言います。(高いほど財政の硬直化を示しています。)
	教 育 費	学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などにかかる経費を言います。
	行政コスト計算書	「行政コスト計算書」は一般に民間企業でいう「損益計算書」に当たり、一定期間の活動状況を明らかにしたものです。行政コストとは、自治体が行政サービスを提供するに伴って発生した費用のことであり、現在の公会計の形式である現金主義とは異なり、発生主義に基づいて求められた費用を表しています。具体的には、単年度における行政コストは市民の皆さんに提供した行政サービスに要する費用のうち、資産形成につながる支出を除いたものに、減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金といった現金の支出を伴わないものを加えたものになります。
	繰 入 金	一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことを言います。
	繰 越 金	次の会計年度へ繰越した金額を言います。
	繰越明許費	歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め議会の議決を得て、これを翌年度に限り繰り越して使用することができ、この経費を「繰越明許費」と言います。
	繰 出 金	一般会計と特別会計間において支出される経費を言います。
	形 式 収 支	形式収支＝歳入決算額－歳出決算額 出納閉鎖期日における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差を表示したものを言います。(現金主義)

【か】	経常一般財源	市町村税（目的税を除く。）地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金、地方交付税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないものを言います。
	経常収支比率	財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示しています。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを表す比率です。平成13年度決算から分母に「臨時財政対策債」、「減税補てん債」を加えて算出しています。
	継続費	ある目的のために2ヶ年度以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割について定めておくもので、あらかじめ一括した予算として議会の議決を受けなければなりません。
	決算統計	決算統計は、「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」（昭和28年）に基づいて、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、これを集計したものが最終的には「地方財政白書」として公表されています。
	健全化判断比率	平成19年6月に国会で成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（略して「健全化法」と呼ばれることもあります。）」に定めてある財務指標のことで、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つがあります。これらの指標には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」という2つの基準が設定されています。そして、全国の地方自治体が4つの比率と2つの基準をもとに「健全団体」、「早期健全化団体」、「財政再生団体」の3つに分けられることとなります。つまり、4つの比率のうち、どれかひとつでも基準を超えてしまうと、早期健全化団体あるいは財政再生団体に転落します。
	減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金を言います。
	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金の利子を言います。
	公債費比率	公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率を言います。
	公債費負担比率	公債費に充当された一般財源が、収入された一般財源総額のどの程度を占めているのかを示す比率です。
	交通安全対策特別交付金	道路交通法の反則金の収入相当額から取扱い手数料を差引いた額を地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び管理に充てるため、国から交付されるものを言います。
	国有提供施設等所在市町村助成金	自衛隊が使用する演習場等の土地に対する交付金、一般に「基地交付金」と呼ばれています。
	ゴルフ場利用税交付金	昭和41年娯楽施設利用税（ゴルフ、パチンコ、麻雀、たまつき場）が創設された県税が、消費税導入に伴い課税対象施設をゴルフ場のみとし、ゴルフ場利用税と改められました。その目的は、ゴルフ場周辺の道路整備・雨水による流出土砂整理等の財政需要の増加に対応するためのものです。

【さ】	災害復旧費	大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設を復旧するための経費を言います。「災害復旧事業費」と同じ内容ですが、経費を行政目的別に分類した場合には「災害復旧費」に、性質別に分類した場合は「災害復旧事業費」となります。
	財政健全化計画	財政健全化計画は、議会の議決を経て速やかに公表するとともに総務大臣・県知事への報告が必要となり、全国的な状況の公表等の規定が設けられています。毎年度、その計画の実施状況を議会・総務大臣又は県知事へ報告し、公表しなくてはなりません。
	財政再生団体	国等の管理下に置かれる団体で、いわゆる「赤字再建団体」のことです。破たん・倒産の状態であり、北海道夕張市のように増税や住民サービスの低下が現実のものとなっています。
	財政調整基金	予期しない収入減少や支出増加といった、年度間の財源の不均衡を調整し、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために設置するものです。
	財政力指数	財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額（過去3年間の平均） ※指数が『1』を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。
	財務諸表（4表）	財務諸表（4表）は、①貸借対照表（バランスシート、B/S）、②行政コスト計算書（損益計算書、P/L）、③資金収支計画書（キャッシュ・フロー計算書、C/F）、④純資産変動計算書（NWM）の4つの表のことです。 貸借対照表は、資産・負債・純資産の残高を明らかにするもの、行政コスト計算書は費用・収益の取引高を明らかにするもの、資金収支計算書は資金収支の状態を明らかにするもの、純資産変動計算書は会計期間中の純資産の変動を明らかにするものです。
	債務負担行為	数年度にわたる経費に支出や、債務保証または損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為で、地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されています。
	資金不足比率	資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模 ・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額 ・事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額 ・20%以上が経営健全化団体になります。
	事故繰越	支出負担行為後に生じた避けることのできない事故（突発的なもの）のために年度内において支出が終わらない場合に翌年度に繰り越して使用することができます。（明許繰越をした事業を再度繰り越す場合などがこれに当たります。）
	自主財源	地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに当たります。
	実質赤字比率	実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字÷標準財政規模 ・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を言います。 ・20%以上が再生団体になります。

【さ】	実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。 ・18%以上の団体 ……地方債の発行に国の許可が必要になります。 ・25%以上の団体 ……一般事業等の起債が制限されます。早期健全化団体に当たります。 ・35%以上の団体 ……再生団体に当たります。
	実質単年度収支	<p>実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に措置された黒字要素、赤字要素を除外した場合の単年度収支が実質的にどのような額になったかを検証するものです。
	実質収支比率	<p>実質収支比率＝実質収支額÷標準財政規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表されます。 ・赤字比率20%以上の団体は、地方財政再建特別措置法に定める財政再建計画を立てて財政の再建を行う場合でなければ地方債をもって公共施設、公用施設の建設事業等の財源とすることは出来ません。
	実質収支	<p>実質収支＝形式収支－翌年度に繰り越すべき財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額いわば地方公共団体の純剰余または純損失を意味し、財政状況を判断するポイントとなります。（発生主義）
	自動車重量譲与税	<p>自動車重量譲与税法は国税として昭和46年12月1日から施行され、その収入の1/3に相当する額を自動車重量譲与税として市町村に譲与される。その目的は、市町村の道路整備（新設、改良、維持等）に関する費用に充てるためのものです。</p>
	自動車取得税 交付金	<p>自動車重量税の収入額の1/3を市町村に対し譲与するものを言います。市町村道の延長及び面積に按分して譲与されます。</p>
	商工費	<p>商工業や観光の振興などにかかる経費を言います。</p>
	消防費	<p>消防や火災予防などの災害対策にかかる経費を言います。</p>
	将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を言います。 ・350%以上の団体→早期健全化団体になります。
	人件費	<p>議員、各種委員の報酬、職員の給与・手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当組合負担金などがこれに当たります。</p>

【さ】	性質別分類	地方公共団体の経費を、経済的性質に着目して分類したもので、予算及び決算の「節」の区分を基準として分類されます。大別して義務的経費、投資的経費、その他経費に分類され、さらにその内訳として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費などに分類されます。
	早期健全化団体	破たん・倒産の一步手前の状況といえ、早期に財政の立て直しを実現しなければならない団体のことです。財政健全化に向けた計画（これを「財政健全化計画」といいます）を策定し、財政再生団体にならないよう厳しい対応が求められます。
	総務費	庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などにかかる経費を言います。
【た】	貸借対照表（バランスシート）	貸借対照表（バランスシート）とは、ある時点資産・負債・資本の残高を対照表示し財政状況を表したものです。貸借対照表はもともと企業会計で決算時などに作成され、企業の財務状況を説明するために用いる「決算財務諸表」の一つです。
	単年度収支	単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支 ・当該年度のみの実質的な収入と支出の差額を意味します。
	地方交付税	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の5税の一定割合の額で、地方公共団体が等しく行うべき行政水準を保つために交付される税です。 ・普通交付税（総額の94%）＝基準財政需要額－基準財政収入額（財源不足が交付基礎となる。） ・特別交付税（総額の6%）…普通交付税の補完的なもの。
	地方譲与税	国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税を言います。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等があります。
	地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものを言います。（この地方債を起こすことを起債と言います。）
	地方財政計画	地方公共団体全体の収入・支出の総額を、客観的に推測される通常の水準で計上したものであり、地方財源の保証を行っているほか、あるべき地方行政水準や行財政制度の改正に伴う経費の増減等を標準的な姿で歳出に積算し、経済の動向や税財政制度の改正等を織り込んだ収入見込額を歳入に計上しているため、個々の地方公共団体の行財政運営の指針となります。
	地方消費税交付金	地方消費税は、県税として平成9年4月1日から施行され、税率については消費税額の25%で、消費税率で換算すると1%となります。県において清算を行った金額の1/2に相当する額が市町村に交付されます。その目的は、地方分権の推進・地域福祉の充実等のための地方財源の確保のためです。
	繰次繰越	継続費の年度割の執行残額を最終年度まで繰り越して使用することを言います。

【た】	投資的経費	普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費 ・支出効果が最終的に資本形成に向けられる経費（⇔消費的経費） ※投資的経費比率…歳出総額に占める割合（高いほど歳出の自由度が増していることを示します。）
	特別会計	特別会計は一般会計に対して、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して処理される会計を言います。料金収入を主な財源としている公営企業会計や、法律で特別会計の設置が義務付けられている国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などがこれに当たります。
	土木費	道路や河川、公園などの社会資本整備にかかる経費を言います。
【な】	農林水産業費	農林水産業の振興を図るための支援や、生産基盤整備などにかかる経費を言います。
【は】	配当割交付金	県民税である配当割の約63%を市町村に係る個人の県民税の額に按分して市町村に交付されるものを言います。
	標準財政規模	標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税 ・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を言います。
	標準税収入	{基準財政収入額－（地方譲与税収入額（消費譲与税を除く。）＋交通安全対策特別交付金収入額）}×100／75＋（地方譲与税収入額（消費譲与税を除く。）＋交通安全対策特別交付金収入額） ・団体の税収入の妥当性を判断することができます。
	扶助費	高齢者、幼児・児童、障がいのある方などに対して行っている様々な扶助（援助）にかかる経費のことを言います。
	普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費のことを言います。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費を言います。具体的には、旅費や消耗品購入費、機器等の賃借料、備品購入費、委託料等がこれに当たります。
	補助費等	各種団体に対する助成金や交付金、負担金などを言います。
【ま】	民生費	高齢者、幼児・児童、障がいのある方などに対して行なう福祉施策にかかる経費を言います。
	明許繰越	歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め議会の議決を得て、これを翌年度に限り繰り越して使用することができることを言います。この経費のことを「繰越明許費」と言います。

【ま】	目的別分類	地方公共団体の経費を、行政目的によって分類したもので、予算及び決算の「款・項」の区分を基準としています。議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費、災害復旧費、公債費などに分類されます。
【や】	予備費	災害、事故などの突発的で、急を要する経費のために、あらかじめ歳出予算に用途を限定しないで計上される経費を言います。
【ら】	利子割交付金	県民税である利子割の57%を市町村に係る個人の県民税の額に按分して市町村に交付されるものを言います。
	臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債を言います。平成13～15年度及び平成16～18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を、国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策分）、地方負担分は特例地方債（臨時財政対策債）により補てんされるもので、地方公共団体の実際の借入の有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入されることとされています。
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を言います。 ・30%以上が再生団体になります。